

おかざき健康宣言事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 健康おかざき21計画（第2次）の基本目標である健康寿命の延伸と健康格差の縮小を推進するために、健康経営に取り組む事業所を市が「おかざき健康宣言事業所」として認定し、その取組を支援することにより、生活習慣病等の発症及び重症化の危険性が高くなる働き世代の生活習慣病等の発症及び重症化の予防を図る。

(実施主体)

第2条 本事業は、岡崎市（以下「市」という。）及び全国健康保険協会愛知支部（以下「協会けんぽ」という。）が相互に連携して行うものとする。

(対象)

第3条 おかざき健康宣言事業所の認定の対象となる事業所は、次の各号のいずれにも該当する協会けんぽ加入の事業所とする。

- 2 市内に所在地を有すること。
- 3 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）やその他の法令を遵守していること。
- 4 事務所等で雇用する従業員の健康づくりに意欲的であり、かつ、健康経営に取り組むものとして市長が認める事業所等であること。

(認定等)

第4条 協会けんぽに「健康宣言書」を提出し、健康宣言事業所として認定された事業所を「おかざき健康宣言事業所」とする。

(取組状況の報告)

第5条 おかざき健康宣言事業所は、協会けんぽが定める「取組結果報告書」を協会けんぽに提出することにより、市へ報告したものとする。

(認定の更新)

第6条 協会けんぽへ健康宣言事業所としての認定の更新を希望しない旨の申出がある場合を除き、おかざき健康宣言事業所としての認定を更新するものとする。

(認定の取消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 事業者が登録の廃止を申し出たとき。
- (2) 第3条の認定基準を満たしていないと認められるとき。
- (3) 虚偽の申告その他不正な手段により認定を受けたとき。

(4) 前各号に規定するもののほか、認定を継続することが適当でないとき市長が認めたとき。

(表彰)

第8条 市長は、おかざき健康宣言事業所のうち、特に優れた取組を実践していると認める事業所を協会けんぽと共同のうえ表彰する。表彰の基準は別に定めることとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。